

令和3年度さいたま市公債管理特別会計予算

令和3年度さいたま市公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,196,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和3年2月2日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|----------|------------|
| 1 財産収入 | | 8,636 |
| | 1 財産運用収入 | 8,636 |
| 2 繰入金 | | 82,714,964 |
| | 1 他会計繰入金 | 78,173,076 |
| | 2 基金繰入金 | 4,541,888 |
| 3 市債 | | 8,472,400 |
| | 1 市債 | 8,472,400 |
| 歳入合計 | | 91,196,000 |

歳 出

(単位 千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-------|-------|------------|
| 1 公債費 | | 91,196,000 |
| | 1 公債費 | 91,196,000 |
| | | |
| 歳出合計 | | 91,196,000 |

第2表

地 方 債

(単位 千円)

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
|-------|-----------|--------------------|--|---|
| 借換債 | 8,472,400 | 普通貸借 又は 証券発行 | 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。) | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。 |